

**第7期第5回（令和5年度第1回）多治見市子どもの権利委員会
議事要旨**

I. 開催日時：令和5年7月7日（金） 13時30分 ～ 15時10分

II. 場所：多治見市役所本庁舎 4階会議室

III. 出席者（敬称略）

<出席委員> 加納誠司、水野重信、野尻紀恵、水野知久、浅井陽子、清水直美、寺島和希、
加知玲子

<欠席委員> 池之上浩

<事務局> 暮らし人権課長：勝見祐子 暮らし人権課：今井光春、中上あゆみ

IV. 内容

はじめに

- ・暮らし人権課長あいさつ
- ・自己紹介

【議題】

1. 第7期子どもの権利委員会スケジュールについて【資料1】
2. 第3次子どもの権利に関する推進計画後期計画令和4年度事業実施状況について【資料2】
3. 子どもの権利に関するアンケート調査について【資料3-1, 3-2, 参考】
4. その他

【資料】

◎資料1：第7期子どもの権利委員会スケジュール

◎資料2：第3次子どもの権利に関する推進計画後期計画 令和4年度事業実施状況
評価まとめ

◎資料3：子どもの権利に関するアンケート調査

◎令和5年度第2・3回子どもの権利委員会 日程確認票

◎その他：子どもの権利に関する条例制定20周年記念子どもの権利セミナーチラシ、
令和5年度人権同和教育講演会チラシ、「みんな違っておもしろい ぼくの絵わたしの
絵 絵画コンクール」チラシ、たじみ子ども会議☆子どもスタッフ募集チラシ、子ど
もスタッフサポーターチラシ、第25回たじみ子ども会議報告書

○ 暮らし人権課長あいさつ

・今年度は多治見市子どもの権利に関する条例が制定されてからちょうど20年目に
あたる。多治見市は条例の精神に基づき、全市的に子どもの権利に関する施策を進
めてきた。

・国の動向としては、今年4月にこども基本法が施行され、同時にこども政策推進
会議が設置された。今後国から財政的な支援に加えて、いろいろな施策がトップダ
ウンでおりてくると予想されるが、それを受ける自治体がまだいろいろな準備がで

きていないことが課題である。

・今年度は子どもの権利に関するアンケート調査を実施し、アンケート調査結果と国の動向も注視しながら、来年度子どもの権利委員会でご意見をいただき、第4次子どもの権利に関する推進計画を策定していきたいと思う。

○ 会議及び議事録の公開、会議の録音について（事務局説明）

○ 各委員及び事務局の自己紹介

・会長あいさつ

今年度も委員のみなさまには忌憚のないご意見をいただきたいと思う。よろしく願いしたい。

【議題】

1. 第7期子どもの権利委員会スケジュールについて

事務局（説明…資料1）

会長 事務局の説明について、ご質問、ご意見があればお願いしたい。

—（意見無し）—

2. 第3次子どもの権利に関する推進計画後期計画令和4年度事業実施状況について

事務局（説明…資料2）

会長 事務局の説明について、ご質問があればお願いしたい。

—（質問無し）—

会長 それでは、第3次子どもの権利に関する推進計画後期計画令和4年度事業実施状況について、委員のみなさまに議論、検証をお願いしたい。第4次推進計画の策定に向け、施策の方向や内容と照らし合わせながら評価し、検証を進めていきたい。事務局の説明は、主に目標値に達しなかった事業であったが、委員のみなさまが気になった事業でも、どの視点からでも結構なのでご意見をいただきたい。

会長 まず、事務局から説明のあった事業を順番に整理して評価していきたいと思う。事業No.13②「地域における保健師・民生児童委員・幼稚園・保育所の連携」については、新型コロナウイルス感染症の影響によって一部の会議や学校訪問等が実施できなかったということだったため、担当課は達成度をT3（目標値に達しなかった）とした。しかし、「連携」という施策の方向や事業計画内容からみると、必要に応じてしっかりと連携体制がとられていると事務局からは説明があったが、いかがか。例えば、担当課の事業評価に対するこの委員会での発言や意見は、反映されるのか。

事務局 委員のみなさまのご意見は担当課へフィードバックする。

委員 新型コロナウイルス感染症の影響により会議等が実施できなかったということだが、直接対面ではなく、オンラインや他の方法を活用して情報交流する場を持ったりしなかったのか。

事務局 民生児童委員協議会定例会に出席する民生児童委員などの人数が多く、オンラインを活用できる環境が整っているかどうかについても差があるため、オンラインでの会議開催は現状では難しいと考える。

委員 民生児童委員は、小学校を会場として民生児童委員定例会を開催したり、授業参観に参加したりしていたが、新型コロナウイルス感染症によって様変わりしたかもしれない。しかし、青少年まちづくり市民会議が年2回実施する「あいさつで絆の日」へ民生児童委員も参加しており、地域での活動にできる範囲で積極的に参加されていると思う。

会長 では、この事業については一部の会議等ができなかったが、しっかり連携体制がとられているため、子どもの権利委員会としては良い評価をしてもよいのではないかという意見でよろしいか。

— (承認) —

会長 次に、事業 No.19「子どもの貧困の状況を把握」については、県が今年度調査を実施予定であるため、多治見市も県にあわせて令和5年度に実施することになった。県の状況をみながら市も調査を実施する方が良いため、令和4年度は事業を実施しなかったという評価でも仕方ないと思うがいかがか。

— (承認) —

会長 事業 No.26「キキョウスタッフ配置」については、当初予定は小学校39人、中学校4人を配置したいと考えていたが、小中学校ともに1人ずつ欠員となってしまったため、担当課はT3(目標値に達しなかった)という評価をしている。委員のみなさまのご意見をうかがいたい。キキョウスタッフの人数は例年足りているのか。

事務局 令和3年度も当初予定では小学校38人、中学校1人としていたが、実際は小学校36人、中学校1人となり欠員となった。令和3年度に比べ、令和4年度は当初予定人数を増やしているということは、ニーズが高いことが分かる。

会長 私の大学でも1年生と2年生は教育実習で全日程の半数以上特別支援学級へ行っていることから、特別支援教育の支援ニーズは高いと思う。キキョウスタッフは年5回研修会を実施しているが、実際に学校へスタッフとして行く回数などは決まっているのか。

事務局 回数などは把握していない。

会長 当初予定人数を集めるためには、やはり発信や広報の方法を考えていく必要があるし、教育を学んでいる大学生や大学院生が関わることができると良いかもしれない。事業評価としては、欠員はあるものの、適切に支援を行っていると思うため、「T2(目標値どおりだった)」としても良いのではないか。

委員 キキョウスタッフは本当に大変な仕事であるため、誰でもいいということではなく、選考が難しいと思う。学童保育の支援員でも人手が足りない状況である。また、先ほどお話があった部分については、キキョウスタッフとは別に、大学生や大学院生に支援員をお願いする「キキョウフレンド」という事業もすでに行っていると思う。以前はキキョウスタッフも学校に1~2名配置しており、学校規模に応じて現在は3名や4名配置している場合もあるが、どちらにしても人手不足である。

会長 人材を確保することが難しいということが分かる。他に何かご意見はないか。

次に、事業 No.33「第4次子どもの権利に関する推進計画策定」については、今年度子どもの権利に関するアンケート調査を実施し、子どもの意見を聴取するため、令和4年度は「T4(事業を実施しなかった)」でよろしいか。続いて、事業 No.35

「笠原小中一貫教育校（義務教育学校）の整備」について、令和3年度に子どもの意見聴取を実施したため「事業完了」となっているが、いかがか。

委員 児童生徒の意見を反映して学校名が決定したなど、子どもたちが「自分の力で学校を変えていけるんだ」という成功体験が得られたことはとても良いと考える。ただし、今回の小中一貫教育校への反対意見として、「学校規模が大きくなることにより、教員数も限られるため、支援が減ってしまう」といった生徒からの懸念があった。児童生徒数が多い大規模校に対して、事業 No.26 のキキョウスタッフのような支援員を優先的に配置することにより、より効果的な支援ができるのではないかとと思う。

会長 多治見市初の小中一貫教育校であるため、盛り上げていきたい。「笠原小中学校」という名前も分かりやすく、日本最西端の沖縄県波照間島にある小中一貫教育校も「波照間小中学校」という名前である。市民が学校名称を決めたことが良いと考える。続いて、事業 No.79「PTA 活動研修支援」に関して、担当課からの課題は取り組んだ事業に対する評価ではないと思われる。事業にはしっかり取り組んでいると考える。事業 No.88「民生児童委員研修」について、新型コロナウイルス感染症により一部の研修が実施できず、3年に一度委員の改選があることにより委員の知識や理解度を保つことが難しいとの報告があった。人手不足のなか、取り組みはしっかりとされていると思われるがよろしいか。

— (承認) —

会長 それでは、委員のみなさまが日頃取り組まれている活動や子どもと関わって活動するなかで感じることなどを教えていただければ、事業に反映させることができる。情報交換も含めて、さまざまな視点からご意見をいただきたい。

委員 新型コロナウイルス感染症が第5類対応に変わり、だいぶ日常が戻ってきたが、市としてはコロナ禍で実施しなかった事業については、全体的な流れとしては元に戻す方向でいるのか、新たな課題が出てきたからこそ少し工夫していこうと考えているのか。市は今後の事業の進め方をどのように考えているのか。

事務局 インフルエンザと同じく第5類に移行したことにより、感染対策をしながら対応してきた事業については、手探り状態ではあるが、元に戻すという目標のもとで取り組んでいる。

委員 事業 No.19「子どもの貧困の状況を把握」について、今年度調査を実施するということだが、調査方法は県の調査を市が実施するということか。

事務局 貧困状況調査については、子ども支援課が実施するが、県とは別に市が独自に実施するものである。

委員 園で見ていると、困り感のある家庭の子どもがいるが、貧困はなかなかデリケートな問題であり、調査方法や質問内容が大変気になる。

事務局 「収入はいくらですか」といった具体的な質問はもちろん行わない。貧困状況の調査については以前も実施しているため、これまでの調査内容を踏襲し、経年変化も見ながら調査を実施すると思う。

委員 昨今ヤングケアラーの調査が愛知県でも岐阜県でも実施されていると思うが、貧困状況調査にヤングケアラーの調査内容を盛り込むことはあるのか。ヤングケアラーはひとり親家庭の子どもが多く、あわせて多くは貧困家庭でもある。せつかく貧

困状況の調査を行うのであれば、ヤングケアラーの質問も盛り込んでも良いと考える。

事務局 今年度実施する子どもの権利に関するアンケート調査はヤングケアラーの質問を追加したが、貧困状況調査またはたじみ子ども未来プラン見直しに関するアンケート調査でもヤングケアラーについての質問があったように思う。

委員 事業 No.7、No.8にあるスクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）について、事業実施状況は指導主事の先生が記入されたと思うが、現場の最前線にいる SSW や SC の声を把握できていないと思っている。子どもの権利擁護の観点から、現場の人の意見を直接反映できるような意見聴取をしていただきたいと考える。以前、各課にこの委員会に出席していただき、直接意見聴取した時にも教育委員会担当課長と指導主事が来られたため、SSW が本当にしっかり活用されているかが疑問である。現場の人へどのように意見をうかがっていけばよいのかを模索していただきたいと思う。

事務局 どんな職場でも、現場と事務職と別れている。現場の人の声がとても大事であることは認識しているため、各課へも伝えていきたいと思う。

会長 やはり事業実施状況評価票の記載依頼の仕方によると思う。評価票の記載項目に書かれていない部分を見ることができるような工夫がされると良いと思う。他にご意見があればお願いしたい。

委員 夏休み期間中に子ども食堂を実施するという話が出て、チラシを作って学校区の小学校の児童に夏休み前に配付したいと学校へお願いしたら、教育委員会、子ども支援課、さらには区長会へ相談しないといけないという話になってしまった。とても良い事業なのでチラシを早く配りたいと思うが、手続き等で時間がかかってしまうことに支援者のジレンマを感じる。

事務局 おそらく校長会で話をしてほしいということであったと推察する。良い事業であるため、担当課も市民へ伝えたいと思っているが、これまでの手続き方法に慣れているため、今回も同じ対応となっていると考える。

委員 子ども支援課の対応は良く、事情をくわしく説明してくれたが、結果として子ども食堂を実施しようと考えている人は小学校へのチラシ配布をやめた。

会長 小学校高学年や中学校へ授業見学に行くと、欠席者がとても多いと感じる。つまり、欠席者は不登校の児童生徒だと思うが、このことは次の学習指導要領で大きな話題になってくると考える。居場所とか自己肯定感等につながっていくことを考えるために、今回実施する子どもの権利に関するアンケート調査は意味がある。

3. 子どもの権利に関するアンケート調査について

事務局 （説明…資料3-①・②・参考）

会長 事務局の説明について、ご質問、ご意見があればお願いしたい。

委員 岐阜県が実施したヤングケアラー調査結果について、「家族問題のため、学校がヤングケアラーと思われる子どもを把握することが難しい」との回答が多かったとあった。しかし、把握できないのではなく、学校では子どもの様子はよく見ているが、ヤングケアラーとはどのような子どもなのかという認識が不足していると思われる。スクールソーシャルワーカー（SSW）などがケースを見れば、すぐにヤング

ケアラーの子どもかどうか分かる。ヤングケアラーの認識が不足している場合、子どもは SOS を発信しても受け取ってもらえず、結局あきらめてしまう。一番重要な問題は、子どもが発信したが、「見放された」「『頑張ってるね』とだけ言われた」という経験が、おとなになってからのメンタルヘルスの問題につながったりと、子ども時代だけではなく不利が続くことが報告されている。愛知県でも同じ調査を行ったが、学校でヤングケアラーを見つけられないという割合が多い原因の一つには、学校の中に入っている SSW の人数が少ないこともあげられる。「豊かに育つ」「まわりに愛護される」といった子どもたちの権利が大切であり、家族の中で誰かをお世話することは決して悪いことではないが、子ども自身が大切にお世話されるという体験をしたことがない、体験が少ないまま、家族のお世話をするというところに発達のゆがみが生じかねず、とても難しい問題につながる。ヤングケアラーの問題は、学校と福祉や人権の切れ目といった問題があると思うため、多治見市ではこの委員会が働きかけていくことも大切になってくるのではないかと。

委員 県のヤングケアラー調査結果の中に「学校において、『ヤングケアラー』の概念や支援対象としての認識が不足している」とあった。今のお話の中で、子どもが SOS を出しているにもかかわらず教員が気づけていないが、一方で SSW の人を見るとすぐに気づくといったご指摘があったと思う。学校の先生は4年制大学を卒業しているため、経済的に裕福な人や恵まれた環境で育った人が多いというデータがある。先生自身はヤングケアラーのような経験をしたことがないため、実態を見ても分からないかもしれない。先生に対してヤングケアラーや子どもの権利についてどのような啓発をしているのか。

事務局 子どもの権利については、毎年8月に開催する子どもの権利セミナーの終了後に実施している人権教育主任研修会にて、各学校の人権教育主任の先生に向けて、子どもの権利について説明している。人権教育主任の先生は、各学校へ戻った後、他の先生方へ子どもの権利の話を伝えている。

事務局 子ども支援課の所管である要保護児童対策地域協議会では、主に虐待であるが、家庭に問題のある子どものケースを管理している。この協議会で管理している家庭にはヤングケアラーの子どもが多いことが分かっている。個別にヤングケアラーであると分かった場合には、学校だけでなく、市役所、子ども相談センターなども一緒になって子どものケアをしている。

会長 今回の調査結果を見て、教員がヤングケアラーのことを把握していないことが分かったので、今後研修などの機会を通じて啓発していくことが大切であり、SSW との連携も不可欠だと思う。しかも、子どもは自分がヤングケアラーであることを言うことができないということも調査から分かったため、周りのおとながしっかりと見抜かなければいけない。

委員 福祉の立場から言うと、子どもの権利、子どもの貧困、ヤングケアラーなどについて数多く啓発が行われている状況であるが、先生たちも少し心配な子どもを見つけてもどうしたらよいか分からないため、どうしても「頑張ってる」という言葉がけだけになってしまう。やはり、こういう問題をどう取り扱えばいいのか、どこに相談したら対応が始まるのかなど、具体的な手段や手立てを先生や保育士、幼稚園教諭などに知っていただくことが大切である。例えば、高齢者、精神的に問題を抱え

た人、ひとり親家庭の人など、それぞれ相談窓口が違うため、相談が入った時にどこへ相談したらよいかということを現場の人たちに知ってもらうことも含めて啓発していくことが大切になると考える。

会 長 いろいろなご意見をいただきありがとうございました。

4. その他

①令和5年度第2・3回委員会について

◎第2回 令和5年12月8日(金) 10:00～12:00

◎第3回 令和6年2月28日(水) 10:00～12:00

②【案内】子どもの権利条例制定20周年記念 多治見市子どもの権利セミナー

日時：令和5年8月3日(木) 13時30分～15時30分

会場：バロー文化ホール 小ホール

③【案内】令和5年度人権同和教育講演会

日時：令和5年8月17日(木) 14時00分～15時30分

会場：バロー文化ホール 小ホール

④【依頼】みんな違っておもしろい ぼくの絵わたしの絵 絵画コンクールについて

審査日：令和5年9月19日(火)～9月20日(水)

⑤その他

第25回たじみ子ども会議報告書、たじみ子ども会議☆子どもスタッフ募集チラシ、子どもスタッフサポーターチラシの説明

(閉会)